

令和5年度京田辺市障害者基本計画等策定委員会（第1回）議事録【要旨】

＊第4期京田辺市障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の令和4年度実績報告について

○質問・意見

【委員】資料3-1 「第4期計画の主な成果と課題（令和4年度）」のP2下段の「多様な就労機会の確保」の『田辺公園拡張整備事業における障がいのある人の就労支援のしくみづくり』について、具体的な内容と今後の進め方を聞きたい。

（事務局）市内の就労支援事業所と管理運営を担う企業が決定し、事業所と企業間の調整機関として一般社団法人が立ち上がっている。来年度の公園の供用開始に向け、月1, 2回実習訓練や雇用について協議中である。

【委員】資料4-1と4-2 P2（4）実績値が「0」や「1」で障害福祉サービスの支給決定された人数ということだが、実際にこちらの事業所で支給決定を受けて支援している方は「4名」いる。数字を確認いただきたい。

資料4-2 P3（3）「相談支援体制の充実・強化等」の各実施回数について、具体的にどのような対応をされたのか。

P5④「成年後見制度利用支援事業」の「9件」はどういう数字か。

（事務局）「相談支援体制の充実・強化等」については、基幹相談支援センターの数字が根拠。京田辺市障害者生活支援センターの一般相談は含まれていない。数字、項目は基幹相談支援センターの業務日報等にある、相談支援体制に関するネットワークの構築や京田辺市の他機関との連携や、月1回開催の相談支援事業所ネットワーク協議会、相談支援専門員の育成のための研修等である。

「成年後見制度利用支援事業」の数字は、地域生活支援事業における成年後見の費用助成を行った件数。

「地域定着」の数字については、確認させていただく。

【委員】資料3-1 P1【基本方針I】「障がいのある人への理解の促進」の「差別解消のための事業主などに対する理解促進」について、市民向け講演会に31名の参加があったが、特に事業主や従業員に対する理解促進にどこまでつながったのか。

資料3-2 P11「校園内体制の整備推進」「一貫した支援システムの構築」に対する担当課の回答を具体的な内容により報告いただきたいかった。

（事務局）資料3-2 P1に記載があるように、市職員向け研修を開催し、障害福祉サービス事業所にも周知案内し、ユニバーサルマナー研修に内容を盛り込み実施した。

担当課から具体的な内容で報告をもらうようにする。

【委員】資料3-1 P1【基本方針I】の『窓口においてヘルプマークを必要と

する方に配布を行った』とあるが、支援学校の生徒でヘルプマークを着けたことで登校時にいじめを受けたといった相談を複数聞いたが、市は把握しているか。配布後のフォローも考えていただきたい。

(事務局) 京都府の事業で、障害者手帳を持たない方でも必要とされ、マークの意義を理解されている方に対して配布している。また、障がい福祉の講演会等でも周知啓発をしている。委員が言われた内容は、市では聞いていない。京都府にも相談したい。

【委員】資料3-1 P3【基本方針Ⅳ】「安心して暮らせる社会の実現」について、どうすれば障がいのある方が移動しやすいか、暮らしやすいかというところで、点状ブロックの整備以外の実績はないのか。

市として市外の人が京田辺に来る時に、介護者がいない車いすユーザーがアクセスしやすい環境か把握しているのか。

(事務局) 駅の無人化問題は、当事者団体から要望を出され駅長と話したが、経営面の問題で駅員を減らしているということだった。今回の意見は市の担当である計画交通課に伝えておく。

【委員長】もともと駅員がいない、時間を決めて配置している駅もあり困る。これは大きな問題で、いろんな配慮の問題が増えても土台自体が深刻な状況である。

【委員】ヘルプマークについて。使い方も配布と同時にしていくのも一つの方法であると思う。常に提示しておく方法もあるし、配慮が必要な時にだけ提示をする方法もある。とても大切なツールなので啓発も大事だがユーザー側のスキルも同時に広がると良い。

*第7期京田辺市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定概要及びスケジュールについて

○質問・意見なし

*障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係るアンケート調査について

○質問・意見

【委員】アンケート調査P6 4「事業運営について」の下段(4)「事業所の職員・支援員の障がいに対する理解度について」の判断基準は。

(事務局) 例えばどのくらい障害者総合支援法について理解されているか、各事業所でのサービス提供に必要な事項や障がいのある方に係る法律を理解されているかなど。

【委員】何を把握したいための質問項目なのか。

(事務局) 国の基本指針の中で、障害者総合支援法の理解をしっかりとした上でサービ

スを提供できているか、質の向上について確保できるか挙げられている。この事業所で障害者総合支援法の考え方をしっかり理解された上でサービスの提供ができていないかを把握したいという目的で設定した。

【委員長】障がいに対する理解度というのと、障がいのことを指して答えてもらうことになる。制度であれば、制度と書いた方が良い。

【委員】差別解消法や雇用促進法などについて書いてもらう方が分かりやすい。
(事務局) 設問の考え方を調査票の中で示し、それに基づいて回答してもらうのが大切なので修正させてもらいたい。

【委員】事業所のニーズを把握する目的で、市民が困っていること、必要としているサービス、サービス以外に必要としていることが聞かれていない。事業所の職員を通して見た利用者の課題は見えるが、障がいのある人に直接聞き取るアンケートではないため、当事者目線に近づくのか疑問。当事者にアンケートはしないのか。

(事務局) 当事者団体や父母の会には直接ヒアリングを実施する予定である。
当事者団体については、共通項目と各障がい別の項目を設けるなど工夫する。また、自立支援協議会の専門部会の協力も得たい。

【委員】P5 3(1) 選択肢が4つに絞られると答えづらいので、選択肢を広げるのはどうか。

【委員長】P4の設問のように、「その他」を設け、自由に書ける記述欄を作るのもひとつである。

(事務局) 選択肢「1」から「4」に「5その他」を加え、自由に書く欄を設けたい。

【委員】P2、P3の訪問系の定員がない事業に対しては、定員は書かなくて良いとするのか、現状のサービス管理責任者の人数で受入れ可能な上限人数を書くのかなど、定員のあるなしで事業体を区別してもらえたらどうか。

P4の(3)の回答が分かりづらかった。回答例や矢印があると分かりやすい。

(事務局) 記入例を記載する。

*京田辺市“生きる”支援計画について

○質問・意見なし